

改正文化財保護法による文化財保存活用地域計画の認定について

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

地域における文化財の総合的な保存・活用



国の認定を受けた文化財保存活用地域計画（令和2年2月14日現在 計9市町村 本日認定されたものは下線）

北海道札幌市、茨城県牛久市、山梨県富士吉田市、長野県松本市、大阪府河内長野市、兵庫県神河町、奈良県王寺町、島根県益田市、長崎県平戸市